

第2編
水害、台風・竜巻等
風害等対策編

◆第1章 災害予防計画

第1節 防災意識の高揚

市民生活部（安全安心課） 教育
委員会（学校教育課）

市は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

1 市民の防災意識の高揚

(1) 自主防災思想の普及、徹底

「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、市、県、自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、風水害の原因となる気象現象について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

【生命・身体を守る方法】：内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」より

（共通）

- ◆ ラジオやテレビの気象情報に注意する。
- ◆ インターネットや携帯電話等から気象情報を入手する方法を知っておく。
- ◆ 停電に備えて、懐中電灯を用意する。
- ◆ 非常時の持ち出し用の荷物を用意し、点検しておく。
- ◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

（水害）

- ◆ 河川や用水路、田んぼや低地などを見に行くなどの外出を控える。
- ◆ 地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われている都市部で短時間の大雨が発生したときは、地下街や地下室等の水没に注意する。

（竜巻等の突風）

- ◆ 次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。
 - ・ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
 - ・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

- ・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・ 大粒の雨やひょうが降り出す。
- ◆ 屋内では次のような行動をとる。
 - ・ 雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉める。
 - ・ 窓から離れる。ガラス窓の周辺は大変危険。
 - ・ 1階の窓のない部屋の中央に移動する。
 - ・ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ◆ 屋内に避難できないときは、次のような行動をとる。
 - ・ 頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
 - ・ 物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
 - ・ 身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

(2) 防災知識の普及啓発推進

市は、県及び防災関係機関と連携し、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、市は、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味について周知を図る。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ア 普及啓発活動

(ア) 主な普及啓発活動

- a 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- b ハザードマップ、防災パンフレット、ちらし等の配布
- c テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施
- d ホームページやメール配信による防災情報の提供
- e 防災訓練の実施の促進
- f 防災器具、災害写真等の展示
- g 各種表彰の実施

(イ) 消防団員（水防団員）等による防災普及啓発活動の促進

市は、県と連携し、消防団員（水防団員）等による地域の巡回指導を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、食料・飲料水の備蓄、風水害等発

生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(ウ) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及に当たって、市は、県と連携し、インターネット等ICT技術を活用し、災害情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(3) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

イ 水防月間（5月1日～5月31日）

ウ 防災週間（8月30日～9月5日）

エ とちぎ防災の日（3月11日）

2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

市及び市教育委員会は、本章第19節「文教施設等災害予防対策」のとおり、安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図ることにより、学校教育を通じた児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法を習得させる。

3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市は、県及び防災関係機関と連携し、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

(1) 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設

(2) 病院、社会福祉施設

(3) ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

4 職員に対する防災教育

市は、職員に対して、災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

(1) 気象予警報、洪水、竜巻等突風や災害危険箇所等災害に関する知識

(2) 災害に対する予防、応急対策に関する知識

(3) 災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）

(4) 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法

(5) その他災害対策上必要な事項

5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策に当たっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

7 言い伝えや教訓の継承

市及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

市民生活部（安全安心課）

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助、互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民同士で困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、本市におけるそれらの現状は次のとおりである。

(1) 自主防災組織

自治会を単位とした自主防災組織は徐々に組織化されつつあるが、組織化に向けた取り組みや活動状況においては地域差がみられる。

このため、市では、自主防災組織結成の促進と育成強化を図るため、自主防災組織活動補助金制度を創設した。今後は、同制度を活用し、自主防災組織の活性化を促進するとともに、市と自主防災組織が協働して災害に対応していく必要がある。

(2) 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数は年々減少しており、更に将来的には団員の高齢化の進行が予想されているため、今後の団員の確保と活性化が課題となっている。

今後も、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団を将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置づけ、装備の改善、団員確保等を進めるとともに、地域防災力の充実強化を図る。

令和3年4月現在、下野市消防団は3地区9分団21部、405人で構成されている。（資料3-1）

(3) ボランティア団体等

困ったときには共に助け合う「共助」の精神に基づき、県内には、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細かな支援が期待できる社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、中間支援組織、地域団体等が数多く存在するが、被災者のニーズとボランティア等の活動をスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

2 個人・企業等における対策

(1) 市民個人の対策

市民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

市は、県と連携し、市民に対する防災意識の高揚を図る。

ア 市民が行う主な災害対策

(ア) 防災に関する知識の取得

- a 天気予報や気象情報
- b 気象警報・注意報、水防警報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- c 過去に発生した風水害被害状況
- d ハザードマップ等による近隣の災害危険箇所の把握
- e 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難指示等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）等

(イ) 家族防災会議の開催

- a 避難場所・経路の確認
- b 非常持出品、備蓄品の選定
- c 家族の安否確認方法（NTTや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等）
- d 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

(ウ) 非常用品等の準備、点検

- a 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- b 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
- c 土のう、スコップ、大工道具、発電機（発電又は蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備・点検

(エ) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検

(オ) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用方法等）

(カ) 市、県又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(キ) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

(2) 企業、事業所等の対策

ア 企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP[※]）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

イ 市は、県と連携し、アの取組に資する情報提供等を進める。さらに、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の周

知、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価により企業防災力の促進策を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスを行う。

※ 事業継続計画の概要

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。

3 自主防災組織の整備

(1) 自主防災組織の役割

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもと、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下、「自主防災組織」という。）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講ずるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

(2) 自主防災組織の対策

ア 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、洪水浸水想定区域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

イ 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用方法の習熟に努める。

ウ 防災知識の技術習得

市や県が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

エ 地域の避難行動要支援者の把握

市、消防機関、女性防火クラブ、民生委員児童委員、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

オ 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他の自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

(3) 自主防災組織の育成・強化

ア 組織化及び活性化の促進

市は、県と連携し、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

(ア) 自主防災組織への資機材の整備支援（自主防災組織活動補助金の周知・活用促進）

(イ) 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

(ウ) 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

(エ) 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

(オ) 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

イ 商店会等の地域団体の活用

市は、自治会等の他、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時においては水防、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、市は、県と連携し、次の事業を実施し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

(1) 消防団活性化総合計画の策定

(2) 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実

(3) 消防団員に対する各種教育訓練の実施

(4) 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報 等

5 女性防火クラブの育成・強化

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

6 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、県警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及び本章第3節「災害関係ボランティアの環境整備」に定めるボランティア等との連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、必要に応じて、市地域防災計画に当該計画を位置付ける。

第3節 災害関係ボランティアの環境整備

健康福祉部（社会福祉課） 市社会福祉協議会

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

1 一般ボランティア

(1) ボランティア活動の環境整備

県、市及び市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施
- ・災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施
- ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施
- ・ボランティア団体の育成・支援
- ・災害救援活動に係るマニュアルの策定

(2) 行政とボランティア団体等との連携

県及び市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図る。

ア 市地域防災計画上での社会福祉協議会との連携及び災害ボランティアセンターの設置方針等の明記

イ 各市町災害ボランティアセンター情報の集約と住民への情報提供方法の確立

ウ ボランティア活動を支援する体制の構築

市は市社会福祉協議会と連携し、平常時には研修や訓練による団体間の連携強化や理解促進などの災害ボランティア活動に参加しやすい環境づくり、災害時には災害ボランティア活動に関する情報共有や協議を行う。

2 専門ボランティア

災害時において、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアには、以下のものがある。

- (1) 山地防災ヘルパー
- (2) 砂防ボランティア
- (3) 農村災害復旧専門技術者
- (4) 被災宅地危険度判定士
- (5) 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソン
- (6) 災害復旧技術専門家
- (7) 栃木県災害復旧技術アドバイザー

第4節 防災訓練の実施

市民生活部（安全安心課） 教育
委員会（学校教育課）

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

1 総合防災訓練

地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施に当たっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。

また、市は、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施する。

- (1) 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練
- (2) 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- (6) 応急救護、応急医療訓練
- (7) ライフライン応急復旧訓練
- (8) 警戒区域の設定、交通規制訓練
- (9) 支援物資・緊急物資輸送訓練
- (10) ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- (11) 広域応援訓練
- (12) 避難行動要支援者避難支援訓練
- (13) 災害ボランティアセンター設置運営訓練

2 防災図上総合訓練

市は、県、防災関係機関等と連携し、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、県と市町等が相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に繰り返し実施する。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。また、県と市との情報収集及び伝達、連絡連携体制の充実が肝要であることから、実際に避難所を開設し住民等が避難を実施す

るといった実動訓練を併せて実施するなど、更に実践的な訓練の実施に努める。なお、訓練の実施に当たっては、訓練実施地のハザードマップや実際の被害想定等を考慮し、より実践的な内容となるよう努める。

3 非常招集訓練

市は、県と連携し、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を毎年度実施する。

4 通信訓練・情報伝達訓練

市は、県、防災関係機関等と連携し、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

5 水防訓練

市水防管理団体は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団の参加を得た水防訓練を毎年度実施する。

6 市民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助・互助・共助による活動の充実に努める。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練、避難誘導訓練
- (3) 救出・救護訓練
- (4) 避難行動要支援者避難支援訓練 等

第5節 避難行動要支援者対策

健康福祉部（社会福祉課・こども福祉課・高齢福祉課） 総合政策部
市民生活部 教育委員会

市は、県と連携し、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備及び公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

平成16年に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟県中越地震では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られた。また、平成23年3月に発生した東日本大震災においても、津波等による犠牲者の約65%が60歳以上、震災関連死では65歳以上の高齢者が約9割を占める状況（復興庁調査）となっている。

これらのことから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

2 地域における安全性の確保

市は、下野市避難行動要支援者対応マニュアルに基づき、災害時の高齢者や障がい者等の支援体制の向上を促進する。

(1) 市における計画

市は、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、下位計画として全体計画を策定する。

- ア 避難支援等関係者となる者
- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 名簿の更新に関する事項
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- キ 避難支援等関係者の安全確保
- ク その他必要事項

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市内の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項を名簿に掲載する。

なお、市における対象者は次のとおりとする。

- (ア) 65歳以上ひとり暮らし高齢者
- (イ) 65歳以上高齢者のみ世帯
- (ウ) 身体障害者手帳所持者（1、2級）
- (エ) 療育手帳所持者（A、A1、A2）
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）

また、上記避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて名簿を整備し、避難支援を行う。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 地域の協力体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、市は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

ア 関係機関による名簿情報の共有

市は、消防本部、消防団、警察署、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、女性防火クラブ、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有に当たっては、名簿掲載者に対し、平常時から名簿情報を外部提供することへの同意を得るほか、関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

イ 名簿情報の活用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を

行う。平常時からの情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

ウ 避難支援の具体化

市は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を個別避難計画として定める。

(4) 救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時多発すると、消防、警察等の救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、市は、民生委員児童委員、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ等と連携し、地域における避難行動要支援者に対する支援体制を築き、救出・救護体制の確立・強化を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても、同様に連携し、体制の確立・強化を図る。

(5) 緊急通報システム等の活用

市は、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムの活用を図るとともに、必要な支援を行う。

(6) 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

(7) 乳幼児対策

市は、県と連携し、幼稚園・保育所の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

特に、下野市立グリム保育園、下野市立吉田保育園については、浸水想定区域内に立地しているため、電話により洪水予報を伝達する等、避難体制を整備する。

(8) 防災知識の普及・啓発

市は、県と連携し、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

3 社会福祉施設等における安全性の確保

(1) 施設の整備

ア 公立社会福祉施設

市は、県と連携し、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築

年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 民間社会福祉施設

市は、県と連携し、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

さらに、消防本部と連携して、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（乳児院、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障がい者支援施設（通所施設を除く）等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

(2) 非常災害に関する計画の作成

市は、県と連携し、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者へ周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施する。

(3) 緊急連絡体制の確保

市は、社会福祉施設に市防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

(4) 社会福祉施設機能の弾力的運用

市は、県と連携し、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

(5) 夜間体制の充実

市は、県と連携し、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホームについては、管理宿直員を配置するよう指導を行う。

(6) 洪水浸水想定区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

市は、県と連携し、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作

成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

さらに、市は、計画の策定及び訓練実施の報告を受けたときは、当該要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のために、必要な助言又は勧告をすることができる。

(7) 防災教育・訓練の充実

市は、県と連携し、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市は、県と連携し、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

市は、県と連携し、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

5 外国人に対する防災対策

(1) 外国人への防災知識の普及

市は、県と連携して、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、市は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマーク（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本産業規格（以下「J I S」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化に努める。

(2) 地域等における安全性の確保

市は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意する。

ア 外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もおり、災害時の行動に支障を来すことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

- イ 自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
 - ウ 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。
- (3) 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保
- 市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。
- (4) 災害時における外国人支援体制の整備
- 市は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

総務部（契約検査課） 市民生活
部（安全安心課）

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、市備蓄マニュアルに基づき、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

(1) 市の備蓄推進（資料8-1）

市は、食料、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。さらに、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期するよう努める。

なお、目標数量については、県の地震被害想定（第1編第5節「地震被害想定」参照）等を参考に設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

ア 現物備蓄の実施

次のような品目について、防災拠点に現物備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、要配慮者や食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を行う。

- (ア) 飲食物：水、アルファ米、かゆ、ソフトパン等
- (イ) 生活必需品：毛布、簡易トイレ等

イ 食料及び生活必需品の調達体制の整備（流通備蓄の実施）

要配慮者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、関係機関や事業者と協定を締結し、次のような品目について調達体制を整備する。なお、市内のどの地域においても速やかに物資を供給できるよう、市内外に広く分布している機関、事業者（大規模小売店等）からの調達体制の整備に努める。

〈備蓄品目〉

- (ア) 食料：弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等
- (イ) 生活必需品：肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品等
- (ウ) 光熱材料：灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭、発電又は蓄電機能を有する車両等
- (エ) 要配慮者等用：特別用途食品、乳児ミルク、ほ乳びん、紙おむつ等

※特別用途食品とは

難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。

例えば、乳児のための粉ミルクやアレルギー除去食品など様々なものがあり、国の標示、許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

ウ 平常時における在庫品目、数量の把握等

市は、協定先の平常時における在庫数量又は流通量について定期的な把握を行い、災害

時の物資調達量の目安としておく。

また、物資調達時の具体的な方法や体制について確認し、マニュアル化しておく等、平常時から連携体制の強化を図る。

エ 平常時における燃料確保対策

市は、災害時における燃料の確保対策について、今後、関係団体・事業所等と協議を行い、協力・支援体制の構築に努める。

(2) 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

県及び市は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

(1) 備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

(2) 各機関の対策

ア 市の対策

市は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。

なお、市単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。

イ 県の対策

県は、市町の備蓄体制を補完する立場から、地方合同庁舎、水防倉庫等の備蓄倉庫に資機材の備蓄を行うとともに、関係機関や事業者等と協定を締結し、調達体制を整備する。

さらに、県は、市が自主防災組織に対して行う資機材の整備支援に対して、財政的な補助を行う。

ウ 防災用資機材の管理者における対策

防災用資機材の管理者は、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市は、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資や資機材等の計画的な備蓄を促進する。

4 物資の供給体制及び受入体制の整備

市は、県と連携し、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの支援物資等の受入体制の整備に努める。

5 輸送手段の確保体制の整備

市は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第7節 水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり

市民生活部（安全安心課） 建設
水道部（建設課・都市計画課・区
画整理課）

水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくりを行うため、市は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

市は、県と連携し、次の事業の実施を図る。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

災害発生時における市民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を市民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、防災の観点を考慮しつつ、市の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの市マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、市は、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地の解消のためには、幹線道路などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的整備事業の推進が必要である。

このため、市は、土地区画整理事業等を計画的に実施し、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

市は、県及び関係機関と連携し、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第5節3のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設の整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 分散型エネルギーの導入拡大

市は、県と連携し、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第8節 水防体制の整備

市民生活部（安全安心課） 建設
水道部（建設課）

平成27年9月関東・東北豪雨による水害で、本市でも床上及び床下が浸水し、また、道路や田畑が冠水するなど、市内各所において多くの被害が発生した。

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等の被害は広範かつ長期化するおそれがある。これらの災害を警戒、防御し、災害の未然防止、軽減を図るためには、市民の協力が不可欠となることから、市は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。また、関係機関と協議を行い、タイムライン（行動計画）を作成するとともに、訓練を行う。（資料9-4）

1 現況

本市においては、東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れており、梅雨期や夏季の雷雨などの異常降雨時には、増水や決壊等の水害を引き起こすことがあった。

現在では、一級河川の姿川及び田川については、既に河川改修が完了している。

なお、鬼怒川が国の洪水予報河川に、田川、思川、姿川、黒川が県の洪水予報河川に指定されている。

2 水防管理団体等の義務

(1) 水防管理団体等の責務

ア 水防管理団体（市）は、区域内における水防を十分に果たすべき責任を有し、水防管理者（市長）は、平常時から地域水防組織の整備に努める。また、近年、洪水のほか、雨水出水により現在の想定を超える浸水被害が各地で多発している。市では、洪水が発生した場合における浸水想定区域を指定しているが、同様に想定最大規模降雨による雨水出水に対する円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じるため、「雨水出水浸水想定区域」の指定に努める。

イ 市民、水防の現場にある者は、市長、水防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

ウ 水防団や水防管理者等が巡回する場合における安全策を講ずる。巡回する際は、定時連絡を密に行う。

(2) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者（市長）は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

3 水防活動体制の整備

(1) 資機材等の整備

河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫（又は代用置場）を設置し、水防器具、資材の整備に努める。（資料4-4）

(2) 水防訓練の実施

毎年出水期前に、関係機関と協力し1回以上の水防訓練を実施するとともに、重要水防箇

所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

(3) 水防団の育成・強化

水防管理団体は、平常時から水防団に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(4) 観測体制の強化

気象庁、国土交通省、県、市、消防本部等が設置している雨量計のデータを相互に活用する。

4 洪水浸水想定区域における対策

市は、指定されている洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。また、市民は危険を察知した場合、市や防災機関へ連絡するとともに、自主避難を行う。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

(4) 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等

(5) 浸水想定区域内に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等

(6) 浸水想定区域内に市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出がある場合は、その名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等

さらに、市は、国や県の協力のもと、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布しているが、その有効利用を進めるとともに、避難確保・浸水防止計画等の作成が義務づけられた浸水想定区域内の要配慮者利用施設、地下街等の所有者に対し、技術的な助言を行う。

なお、本市において指定されている避難所は資料9-1のとおりであり、洪水予報の伝達方法については第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」により各自治会長や消防団を通じて直接住民に連絡するとともに、市防災情報システム、ホームページ、サイレン、広報車を使って広報を行う。また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設については資料4-6のとおりである。

5 道路アンダー冠水対策

最近の集中豪雨は、特に狭所に集中し、かつ多発化しており、これらの局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路アンダー冠水対策については、喫緊の課題となっている。市は、冠水のおそれのある箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図る。

(1) 冠水箇所の公表

市は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、市民に注意を促すために公表する。

(2) 対策工事等の推進

市は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事等を推進する。

○対策工事等の例

- ・ 監視カメラの設置
- ・ 冠水情報板や通報装置の設置
- ・ 冠水喚起看板やチェックラインの設置
- ・ 進入防止柵の設置
- ・ 設備や排水路の点検

(3) 初動体制の確立

市は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため、訓練を実施する。また、ドライバー及び歩行者に対して、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）時には道路アンダーに進入しないよう周知を行う。

第9節 農業関係災害予防対策

市、県、農地・農業用施設等の管理者等は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、連携して施設整備等の予防対策を実施する。

1 農地・農業用施設対策

各土地改良区等の農地・農業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

県、市は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

(1) 共通的な対策

ア 管理体制の整備

頭首工（取水堰）、排水樋門等の農業用施設の管理については、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

イ 施設等の点検

平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(2) 用排水施設対策

頭首工（取水堰）、排水樋門等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

2 農業共同利用施設対策

農業協同組合、市等の農業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

(1) 管理体制の整備

農業共同利用施設（農産物倉庫、農産物処理加工施設、農業用生産資材製造施設、種苗生産施設、野菜集出荷施設、家畜繁殖施設等）の管理については、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

(2) 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第10節 情報・通信網の整備

総合政策部（総合政策課） 市民生活部（安全安心課）

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

1 本市の通信網の現況

本市において利用可能な通信網は、次のとおりである。

(1) 県防災行政ネットワーク

県、市町、消防、防災関係機関、県主要出先機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、衛星回線を活用した県防災行政ネットワークが県により整備されている。また、ネットワークの整備に併せ、気象情報の画像による送信・受信システムが整備され、台風情報、地震情報、アメダス情報等の提供を受けることができる。

県防災行政ネットワークは、市内では市庁舎のほか、次の防災関係機関に整備されている。

ア 石橋地区消防組合

イ 自治医科大学附属病院

(2) 市防災情報伝達システム（屋外拡声器による放送）

橋や道路の通行止め等危険箇所に関する情報の市民に対する円滑な周知や避難所等との連絡を行うため、市防災情報伝達システムを活用する。

ア 防災情報伝達システム機器の設置場所

下野市庁舎安全安心課に本局を、石橋地区消防組合消防本部通信指令課に副局を設置している。また、告知端末機及び屋外拡声器は、市内要所に設置している。

イ 放送の方法

(ア) 全施設一斉放送 屋外拡声器及び告知端末機設置施設のすべてに放送する。

(イ) 屋外拡声器一斉放送 すべての屋外拡声器に放送する。

(ウ) 屋外拡声器地区別放送 南河内地区、石橋地区、国分寺地区に分けて放送する。

(エ) 個別放送 特定の屋外拡声器及び告知端末機に放送する。

ウ 設備の点検及び整備

(ア) 市は、防災情報伝達システムの正常な機能を維持するため、設備を定期的に点検・整備を実施する。

(イ) 市は、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備を整備するとともに、発電機用燃料の確保に努める。

(ウ) 市は、屋外拡声器の放送範囲について調査するとともに、難聴地域の解消・改善のために必要な対策を実施する。

エ 放送訓練・研修

市は、災害発生に備え、放送業務に習熟し、防災情報伝達システムを円滑に運用するため、定期的に放送訓練・研修を実施する。

(3) 市災害対策用MCA無線

MCA (Multi Channel Access) 無線とは、複数の通信チャンネルを多数の利用者が共用することで電波の有効利用と利便性を実現した業務用通信システムであり、緊急・災害時等の際、固定電話・携帯電話等通常の通信手段が使用できない状況下における連絡手段として活用する。

ア 個別通信

局番号を指定して実施する「1対1」の通信で、全ての無線機を選択できる。次の場合に使用する。

- ・所属グループ外の無線機へ連絡する場合
- ・緊急を要する場合
- ・秘話通信等を必要とする場合
- ・車などで無線機が移動していて市のグループ通信エリアから離れている無線機と通信する場合

イ グループ通信

全グループ通信でエリア内にいる無線機に一斉通信が可能である。普段の業務連絡や各種イベント等においても使用できる。

ウ 一斉統制通信

災害対策本部に設置した統制用無線機【100】から実施する。この通信を行うと、市内の全ての無線機は、個別通信・グループ通信を行っていても強制的に遮断され、割り込み通信が入る。

災害時において、市長からの緊急連絡や災害対策本部からの指示等に利用する。

(4) 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が集中し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、あらかじめNTTに災害時優先電話として登録してある。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

ア 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。

イ 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

(5) 携帯電話

ア 個人の所有する携帯電話を、休日・勤務時間外の緊急連絡手段として、また災害現場との連絡手段として位置付け、必要な整備を図っていく。

イ 市長及び幹部職員の携帯電話については、今後、前記(4)の災害時優先電話の指定を受けておくものとする。

(6) 衛星携帯電話

今後、衛星携帯電話の導入について検討し、通信の確保に努める。

2 他機関の通信施設の利用

(1) 発信依頼機関

有線電話等が不通となり、県危機管理課と連絡が困難となった場合には、次の関係機関を中継して通信を確保することを、平素から周知しておくものとする。

発 信 依 頼 局	着 信 局	そ の 他 の 発 信 依 頼 局
下野警察署	県 警 察 本 部	東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社
石橋地区消防組合消防本部	県 危 機 管 理 課	国土交通省宇都宮国道事務所国分寺出張所
栃木土木事務所	県 危 機 管 理 課	

(2) 派遣連絡員の指定

上記発信依頼局までの有線電話等が不通の場合、返信の受領等を行う派遣連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

3 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報収集・伝達体制の整備

市は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、次の対策を実施する。

ア 防災関係機関との情報伝達ルート多重化を図るとともに、あらかじめ各機関の情報連絡窓口を把握しておく。

イ 勤務時間内はもとより、勤務時間外においても、迅速・的確に災害の状況が把握できる情報収集・伝達体制の確立を推進する。

ウ 発災直後において、市内各地の情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくとともに、各地の被害情報収集のため、消防団及び自治会長との情報伝達体制を整備する。

(2) 情報伝達手段の多様化

ア 広報車等による伝達

市広報車及び消防団ポンプ自動車による広報は、市防災情報伝達システムの補完的手段であるが、これらを併用する際の効果的な運用方法や広報ルート等について、あらかじめ検討しておく。

イ インターネットの活用

現在、市ホームページやメール配信サービスによる防災情報伝達を行っているが、今後とも、緊急速報メールの活用の検討など、インターネットを活用した災害時の情報（被害状況、安否情報、生活情報等）収集・伝達体制の整備を推進する。

ウ アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合に、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、あらかじめ市内アマチュア無線局との協力体制の確立を図るものとする。

第11節 避難体制の整備

市民生活部（安全安心課・市民課）

災害発生時に危険区域にいる市民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル、大型店舗等不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を市民に対し周知徹底するとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること、及び早期避難の重要性を市民に周知する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

市では、発生しうる災害の想定を踏まえ、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所として、**資料9-1**に掲げるとおり指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）として指定している。また、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

しかし、これらの避難所が、洪水、地震等の災害種別に応じて指定がなされており、発生するおそれのある災害に適したものであるかどうか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、(4)に記載の事項に留意し、適切な整備又は指定替えを行う。

新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対し報告を行う。

ア 指定に当たっては、次の基準に基づき、指定する。

- (ア) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- (イ) 災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
- (ウ) 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。
- (エ) 地震を対象とする場合には、耐震性、耐火性が確保されていることに加え、周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がな

イ 市は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

(2) 避難所の指定

ア 市では、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所として、**資料9-1**に掲げるとおり、避難所を指定している。

イ 指定に当たっては、次の基準に基づき、指定する。

- (ア) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。
- (イ) 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能

な構造又は設備を有していること。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

(エ) 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

ウ 避難所の指定については、上記イの基準に加えて、次のことにも留意すること。

(ア) 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

(イ) 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

(ウ) 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

(エ) 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

(3) 福祉避難所の指定

ア 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を資料9-2のとおり指定している。

イ 指定に当たっては、(2)に記載する避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定する。

(ア) 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。

(イ) 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

ウ 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障がい者支援施設等の施設を活用すること。

(4) 避難所の整備

市は、避難所の整備に当たっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意する。

〈避難所整備に当たっての留意事項〉

- ア 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- イ 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な施設の整備に努めること。
- ウ 放送施設等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。
- エ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- オ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成28年にJISにおいて、制定・改正され、公示されたピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等を整備するなど、多言語化に努めること。
- カ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼

<p>児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。</p> <p>キ 要配慮者の避難状況に応じ、迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。</p> <p>ク 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。</p> <p>ケ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。</p> <p>コ 通信事業者（東日本電信電話(株)ほか）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努める。</p> <p>サ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。</p> <p>シ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。</p>

(5) 学校等における竜巻被害対策としての避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

2 避難に関する知識の周知徹底

市は、県、警察と連携して、避難の万全を図るため、避難に必要な知識等の市民への周知徹底に努める。また、企業、事業所等は、これに協力する。

<避難に必要な知識と周知方法>

避難に必要な知識	周知方法
(1) 避難所の位置	(1) 自主防災組織を通じた周知
(2) 避難経路	(2) 標識、誘導標識、案内板等による周知
(3) 避難に当たっての注意事項	(3) 緊急避難場所マップの配布による周知
(4) 避難所への持出品	(4) 広報紙、インターネットによる周知

3 避難実施・誘導體制の整備

(1) 避難基準の設定

市は、土砂災害警戒区域や、指定河川（洪水予報河川及び水位周知河川）、さらには、指定河川以外の河川（市が、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した中小河川）について、浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を設定する。

その際、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報に加え、国の避難情報に関するガイドラインに示されているとおり、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

(2) 避難指示等の伝達手段の整備

市は、土砂災害警戒区域や、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、放送事業者の活用、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

(3) 避難誘導體制の確立

ア 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、石橋地区消防組合消防本部、下野警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

<避難誘導に関する留意事項>

- (ア) 各地区・区域ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- (イ) 地区の実態に応じて、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- (ウ) 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- (エ) 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- (オ) 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

イ 避難時に困難が生じると予想される者への対策

(ア) 避難行動要支援者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、避難行動要支援者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

避難行動要支援者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設け、必要に応じ「要配慮者専用避難所（福祉避難所）」へ二次避難させる体制を整える。

福祉避難所は、資料9-2に掲げるとおりとするが、必要に応じ民間の社会福祉施設を「民間福祉避難所」として活用できるよう協議を整えておく。

また、避難所のうち、国分寺地区の「保健福祉センターゆうゆう館」、石橋地区の「保健福祉センターきらら館」、南河内地区の「ふれあい館」は、福祉避難所と重複するが、フロアや部屋を分ける等、一般の避難者と要配慮者とのすみわけを行うか、これら3施設は福祉避難所として優先するよう配慮する。

(イ) 帰宅困難者対策

第3編第1章第10節「避難体制の整備」の「1 帰宅困難者対策」に準ずる。

(ウ) 不特定多数の利用者がいる施設等の対策

市は、石橋地区消防組合消防本部、下野警察署と連携して、ホテル、スーパー、総合病院等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

4 避難所管理・運営体制の整備

(1) 避難所管理・運営体制の確認

ア 市は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

イ 避難所施設の指定管理者との契約に当たっては、契約書に次の事項を明記し、双方で確認する。

(ア) 当該施設が市の指定避難所であること。

(イ) 指定管理者は、災害時には当該施設の避難所開設・運営について、市への協力義務を負うこと。

(2) 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において、避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣体制をあらかじめ明確にしておく。

(3) 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るなど、連携して避難所運営体制を検討しておく。

(4) 指定管理者等との役割分担の明確化

市は、指定管理施設を避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

(5) 専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(6) 県外避難者受入対策

第3編第1章第10節「避難体制の整備」の「2 県外避難者受入対策」に準ずる。

第12節 消防・救急・救助体制の整備

市民生活部（安全安心課） 健康
福祉部（高齢福祉課） 石橋地区
消防組合

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、市及び消防機関は、災害に備え消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

1 組織の充実強化

市及び石橋地区消防組合は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市及び石橋地区消防組合は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

また、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需要に対応できる職員の養成に努める。

3 自主防災組織等地域住民の対策

(1) 自主防災対策の実施

災害時に自分が要救助者にならないため、身の回りの安全点検を行い、災害危険箇所の把握と改善に努めるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、避難路や避難場所を確認するなど日頃から身近な防災対策を行う。

(2) 地域の避難行動要支援者の把握

市、消防本部、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(3) 防災資機材の整備等

大規模災害発生時は、交通混乱等で救急隊の到着に時間を要することが予想されるため、次のとおり消火・救出に必要な資機材の整備等を行う。

ア 各地域の実情に応じた消火・救出・救護・避難誘導活動用資機材の整備

イ 消防機関等が実施する救命講習等の受講による応急手当に関する正しい知識の技術を習得

(4) 活動体制の整備

防災訓練等を通して、災害時の応急対策活動における自主防災組織等の活動、消防機関との連携のあり方の明確化と防災資機材の使用法の習熟を図る。

4 市、石橋地区消防組合の対策

市、石橋地区消防組合は、次のとおり救急・救助体制の整備を図る。

(1) 地域住民に対する防災意識の普及啓発

市、石橋地区消防組合は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

(2) 初動体制の確保

市、石橋地区消防組合は、災害発生時に一刻も早く現場到着する必要があることから、要員の情報連絡・参集体制の整備、充実を図る。

(3) 救急・救助体制の整備

ア 石橋地区消防組合は、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめ、高度な救急・救助需要に対応できる隊員の養成を図るとともに、高規格救急車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備充実を図る。

イ 市は、自治会等を中心とした自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、石橋地区消防組合、下野市消防団との防災訓練を実施することにより、災害時における情報の提供や救助活動に対する協力体制を整備する。

(4) 広域消防応援受入体制の整備

本市は、近隣市町等と「石橋地区消防相互応援協定」を締結している。災害時に当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を周知しておく。

また、石橋地区消防組合は、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援隊の受入窓口の設置や活動計画等をあらかじめ定めておき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

(5) 医療機関との連携強化

石橋地区消防組合は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第13節 保健医療体制の整備

健康福祉部（健康増進課）

大規模な風水害等発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市・医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

1 初期医療体制の整備

(1) 救護班の編成体制の確保

市は、災害時における医療救護の万全を期するため、あらかじめ小山地区医師会と救護班の編成や出動体制等について協議しておくものとする。

(2) 救護所の設置

ア 救護班が出動したときは、救護の利便及び被災傷病者保護の見地から、直ちに救護所を開設し、傷病者を収容治療することとなるが、状況により天幕をもって臨時又は移動式の救護所を設置する場合もあるため、市はそれに必要な器材をあらかじめ準備しておくものとする。

イ 救護所の設置場所について、市長は、関係医療機関と連絡して、あらかじめ救護所に充てるべき建物を調査し、その名簿を備えておく。

2 後方医療体制等の整備

市は、(一社)小山地区医師会、(一社)小山地区歯科医師会、(一社)小山薬剤師会、(公社)栃木県柔道整復師会等医療関係機関と協定を締結するなど、相互の連携により後方医療体制の整備を図る。

救護所における救護班で対応できない重症患者については、自治医科大学附属病院等の災害拠点病院へ搬送して医療救護を行うこととなるが、大規模災害により救急自動車の遅れや不足等に備え、災害時における市有車両の配車計画を策定しておくものとする。また、状況によってヘリコプターの活用を図ることもあるため、県への消防防災ヘリコプター緊急運航の要請方法を習得しておくものとする。

3 応援要請

市は、医師、保健師など保健・医療人材の不足、医薬品・医療器材の不足等により市内の保健医療活動が十分に実施できない場合には県に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」(資料2-2)に基づく応援要請の手続き等について習得しておく。

4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- (1) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

- (2) 年2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り看護師詰所に隣接した場所など避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。
- (5) 介護老人保健施設においては、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- (6) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第14節 緊急輸送体制の整備

総務部（契約検査課） 建設水道部（建設課） 市民生活部（安全安心課）

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、市は、県、警察、その他関係機関との連携のもと、災害に備えて緊急輸送体制の整備を図る。

1 緊急輸送路の指定

県、その他の道路管理者は、災害時の応急対策人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ緊急輸送道路を指定している。緊急輸送道路に指定されている路線の区分、設定基準は次のとおりであり、防災拠点施設等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	・ 第1次緊急輸送道路と市・町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

2 陸上輸送体制の整備

(1) 道路管理者による輸送体制の整備

ア 道路・橋りょうの整備

市及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備に当たっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

イ 情報収集・連絡体制の整備

市は、県及びその他の道路管理者と連携し、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

(2) 緊急輸送車両の確保

災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

ア 市保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努める。

イ 民間業者からの車両の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者と協定を締結するなど、体制の整備に努める。

ウ 緊急通行車両の事前届出

災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備える。

3 空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨時に、道路が冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合あるいは空中消火に備えて、離着陸場等候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定しておく。

(1) 離着陸場等の整備（資料7-1）

市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場等について、施設等の管理者等と協議して選定しておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場等候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

4 物資集積所の整備等

市は、県と連携し、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握を行う。

5 関係機関との連携による輸送体制の強化

(1) 建設関係機関との連携体制

市は、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

(2) 物資輸送機関との連携体制

大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうちに大量に搬送されて集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。このため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用し、救援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、市は、県と連携し、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第15節 防災拠点の整備

総務部（契約検査課） 市民生活
部（安全安心課） 建設水道部
（都市計画課）

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

1 活動拠点の指定

市は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を、市の活動拠点として位置づけて整備するものとする。

災害対策活動拠点

(1) 災害対策活動拠点	下野市庁舎
(2) 避難拠点	各指定避難所（資料9-1）
(3) 要配慮者専用避難拠点	保健福祉センターゆうゆう館 保健福祉センターきらら館 ふれあい館
(4) 広域物流拠点	道の駅しもつけ
(5) 救援物資集積拠点	国分寺海洋センター 国分寺運動公園 大松山運動公園
(6) 物資輸送拠点	各離着陸場等指定場所（資料7-1）
(7) 消防活動拠点	各消防詰所

2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、既存公共施設を有効活用し、関係機関と連携を図りながら推進していく。

(1) 市災害対策本部

市は、災害対策活動の第一線の拠点となる下野市庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。

また、被災により市庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

(2) 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点である庁舎には、必要に応じて次のような整備をしていくとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

ア 建築物の耐震・不燃等堅牢化

イ 非常用電源（発電又は蓄電機能を有する車両を含む）

- ウ 県防災行政ネットワーク
- エ (飲料水兼)耐震性貯水槽、防火水槽
- オ 備蓄倉庫

3 防災機能を有する都市公園の整備

市街地のオープンスペースである都市公園は防災上果たす役割も大きいことから、延焼阻止機能を持つ樹木の植栽を推進し、また耐震性防火水槽の設置など防災機能の整備を促進していく。

第16節 建築物災害予防対策市民生活部（安全安心課） 建設
水道部（建設課）

水害、台風・竜巻等風害時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、県及び施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を講ずる。

1 一般建築物に対する予防対策**(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導**

県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行うこととしており、市はこれに協力する。

(2) 特殊建築物の検査、指導

県は、旅館、ホテル、百貨店、大規模販売店、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難設備等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導することとしており、市はこれに協力する。

2 市街地再開発事業等の促進

市は、県と連携し、市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、「都市再開発法（昭和44年法律第38号）」に基づく市街地再開発事業を促進する。

3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

(1) 防災上重要な公共建築物

- ア 防災拠点（災害対策活動拠点、自治医科大学附属病院（災害拠点病院））
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- エ 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

(2) 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保するため、次に示す防災対策を推進する。

ア 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (ア) 飲料水の確保
- (イ) 非常用電源の確保
- (ウ) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- (エ) 配管設備類の固定・強化
- (オ) 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- (カ) その他防災設備の充実

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- (ア) 法令に基づく点検等
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引

第17節 公共施設等災害予防対策

市民生活部（安全安心課） 建設
水道部（都市計画課・水道課・下水道課）

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

1 輸送関係機関の対策

(1) 鉄道施設

J R 東日本は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講ずる。

(2) 離着陸場等施設

災害時における離着陸場等施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

ア 構造物の整備

施設の管理者は、構造物について、必要に応じ補修改良を図り、災害に強い施設の整備に努める。

イ 施設等の点検巡回

施設の管理者は、災害による被害を最小限に抑えるため、施設等の定期的な点検、巡回を行う。

2 ライフライン関係機関の対策

(1) 上水道施設

市は、水が市民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。（資料11-1）

ア 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

イ 防災体制の確認

防災体制、危機管理マニュアル及び緊急連絡系統図等を確認する。

ウ 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

エ 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ポンプ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置に当たっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏えい、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

オ 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹

底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏えい検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

カ 配水路管等の改良

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

キ 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

ク 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

ケ 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

(2) 下水道施設

ア 施設の整備

市は、施設の新設、増設に当たっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。(資料11-2)

イ 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

ウ 関係機関との連携

市は、下水道事業業務継続計画に基づき、関係機関と連携して業務を実施する。

(3) 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド(株)は、巡視・点検、施設の安全対策、要員及び資機材の確保等の予防措置を講ずる。

(4) 都市ガス施設

災害時のガス供給の確保を図るため、北日本ガス(株)は、施設の安全化対策、災害防止のための体制整備、消費者に対する広報等の予防措置を講ずる。

3 その他の公共施設の対策

(1) 廃棄物処理施設

本市では、廃棄物処理を委託しており、廃棄物処理事業者(宇都宮市及び小山広域保健衛生組合)は、災害に強い施設の整備に努め、災害時に備えて各設備の保守点検、災害時の緊急連絡体制等の対策を講じておく。

また、市は、施設が被災した際は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき県に応援を求めることになるため、協定の内容や要請方法等について習熟・周知を図る。

第18節 危険物施設等災害予防対策

市民生活部（安全安心課） 石橋
地区消防組合

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市は、県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

1 消防法上の危険物

(1) 消防法上の危険物施設の現況

市内における危険物施設の現況は、資料5-1のとおりである。

(2) 危険物施設の所有者等が実施する対策

ア 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

ウ 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

キ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

(3) 消防本部が実施する対策

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

イ 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。

ウ 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

エ 危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

オ 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

（ア）危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査

（イ）危険物施設における貯蔵、取り扱いについての安全管理状況の検査

カ 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

キ 化学消防自動車等の整備に努める。

2 火薬類

県並びに火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等（以下、「火薬類関係事業者」という。）は、平常時から、災害に起因する火薬類事故に備え、次により火薬類製造施設等の安全確保に努める。

(1) 保安確保の強化

火薬類関係事業者に対する保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

(2) 保安意識の高揚

火薬類関係事業者を対象とする関係団体の講習会のほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係事業者の保安意識の高揚を図る。

(3) 自主保安体制の強化

製造業者の危害予防規程の充実及び確実な履行を促進するとともに、火薬類関係事業所の自主保安体制の強化を図る。

3 LPガス

県及びLPガスの販売事業者、保安機関等（以下、「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

(1) 販売事業者等が実施する対策

ア 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

(ア) 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器の整備を促進する。

(イ) 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

イ 販売事業者等の災害予防体制の強化

(ア) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、防災訓練等に積極的に参加させる。

(イ) 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

(ウ) 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

(2) 県が実施する対策

ア 保安思想の啓発

(ア) 販売事業者等を対象とした関係団体の保安講習会、法令研修会を支援・協力し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 消費者に対して、災害時の措置及び事故防止について、積極的な広報活動を展開し、保安意識の向上を図り、災害時の事故防止に努める。

(ウ) 災害に起因するLPガス事故を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器やマイコンメーターの普及促進を図る。

イ 規制及び指導等

(ア) 販売事業者等に対して立入検査等を実施し、業務の適正化を確保し事故防止を図るとともに、災害時の体制の充実強化を推進する。

(イ) (一社)栃木県LPガス協会(以下「LPガス協会」という。)に対し、各支部単位の緊急出動体制、各支部間の応援協力体制の充実強化を要請する。

4 高圧ガス

県及び高圧ガス所有者等(以下「高圧ガス事業者」という。)は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

ア 災害予防措置の実施

(ア) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講ずる。

(イ) 消火設備、緊急遮断装置、散水用エンジンポンプ、バッテリー、除害設備等の保安設備を重点に点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。

(ウ) 高圧ガスを充てんするための容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。

(エ) 防災資機材、緊急点検及び応急措置に必要な資機材の整備を充実強化する。

(オ) 緊急時には、高圧ガス設備について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。

(カ) 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード(事故時の措置・連絡用資料)を携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を実施する。

イ 災害予防体制の強化

(ア) 保安統括者等は、保安管理体制(事業所内外の保安管理組織)、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し、自主保安体制の充実強化に努める。

(イ) 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、(一社)栃木県一般高圧ガス安全協会、(一社)栃木県LPガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化を図る。

(2) 県が実施する対策

ア 保安思想の啓発等

(ア) 高圧ガス事業者を対象とした関係団体の保安講習会、法令研修会等に支援・協力し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 災害時に的確に対応し得るよう関係団体との連携のもと、防災訓練を実施し、防災関係機関との連携体制を充実強化するとともに、関係事業所の防災意識の高揚を図る。

イ 規制及び指導等

(ア) 高圧ガス製造施設等の安全確保について、許可に際しては、貯層及び配管並びにこれらの支持構造物等は、高圧ガス保安法に基づく耐震性評価の確認を行い、耐震性の強化を図る。

(イ) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、速やかに対応できるよう、消防署、警察署、関係団体等と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

(ウ) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、市、消防署、警察署、関係団体、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

5 毒物・劇物

県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

(1) 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

(2) 貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

(3) 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

(4) 講習会等の実施

毒劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

(5) 連絡体制の整備

市、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

6 放射性物質

(1) 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、国に対する通報連絡体制を整備する。

(2) 県・市・消防機関等の対策

ア 県、市及び消防本部は県が平成14年度に策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに

に、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

イ 県、市、消防機関は、放射生物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

ウ 県及び市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。

エ 県は、あらかじめ県内及び近隣県の医療機関に関して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握する。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。

オ 県、県警察及び消防本部は、放射性物質事故等に備えて、緊急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第19節 文教施設等災害予防対策

教育委員会（教育総務課・学校教育課・生涯学習文化課・スポーツ振興課）

学校等は、水害、台風・竜巻等風害発生時の幼児・児童・生徒及び教職員の安全を確保するため、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

1 公立学校の対策

(1) 学校安全計画等の作成

市内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

《「学校安全計画」作成上の留意点》

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

ア 防災教育に関する事項

- ・ 学年別、月別の関連教科、道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間における指導事項
- ・ 特別活動、部活動等における指導事項

イ 防災管理に関する事項

- ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ・ 通学路の整備・点検

ウ 災害安全に関する組織活動

- ・ 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
- ・ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

《「危険等発生時対処要領」作成上の留意点》

学校安全計画を受け、地域・学校の実態や特性に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- ・ 日常の安全指導
- ・ 大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策
- ・ 時間外における教職員の参集体制
- ・ 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制

・施設設備の被害状況の把握 など

(2) 学校等の防災体制の確立

ア 事前対策の確立

校長等は、水害、台風・竜巻等風害発生時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

イ 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等を対象に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

ウ 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講ずる。

(3) 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

市は、県と連携し、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

ア 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

(ア) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施に当たっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

a 自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成

想定を超える災害が起こる可能性が常にあり、過去の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童・生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

b 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実

災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。

また、東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、

過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

(イ) 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるよう資質や能力を養うことにつながる。

イ 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

ウ 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、県と連携して、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

2 社会教育施設の対策

(1) 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、歴史館、体育施設等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

《「施設危機管理計画」作成上の留意点》

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み、立案する。

ア 災害管理に関する事項

- ・ 防災のための組織作り、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

イ 災害に関する組織活動

- ・ 地域社会と連携した周辺危険箇所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施
- ・ 職員を対象とした防災に関する研修
- ・ 利用者に対する防災情報の提供

(2) 社会教育施設の防災体制の確立

ア 事前対策の確立

施設長は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続又は中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

イ 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの災害応急対策について検討するとともに、職員等に対する研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

ウ 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全確保、重要収蔵物の安全確保を図るため、設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

(3) 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市は、県と連携し、社会教育を通じて市民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

ア 防災教育の充実

(ア) 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した市民への防災教育の充実に努める。

(イ) 防災教育の実施に当たっては、市民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

(ウ) 災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

イ 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど、災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や、専門家に避難行動を評価してもらうなど、訓練方法の工夫を行う。

ウ 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、県と連携し、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

3 文化財災害予防対策

本編第4章第1節「火災対策」に準じ、水害、台風・竜巻等風害に備えた対策を行う。

第20節 相互応援体制の整備

総務部（総務人事課） 市民生活
部（安全安心課）

大規模災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

1 県と県内市町が一体となった応援体制の整備

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に備えて、平常時から市長会及び町村会と連携して、県・市町が一体となった「チーム栃木」として被災市町を応援する体制の整備に努めることとしており、市はこれに協力する。

2 相互応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結等

ア 市は、防災関係機関相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

イ 市は、広域災害においても相互応援体制を確保できるようにするため、県外の地方公共団体・民間企業等との協定締結を推進する。

ウ 相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(ア) 連絡体制の確保

- a 災害時における連絡担当部等の選定
- b 夜間における連絡体制の確保

(イ) 円滑な応援要請

- a 主な応援要請事項の選定
- b 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

(2) 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結先との平常時における訓練及び情報交換等を行う。

3 民間業者等との連携

災害時には、民間の組織力や行動力、所有する物資や資機材を有効に活用し、迅速かつ的確な応急対策や復旧事業に取り組むことが重要である。このため、5に記載のとおり民間業者等と協定を締結している。今後は、協力要請の方法や連絡方法等についてあらかじめ定めるとともに、民間業者との新たな協定の締結についても推進する。

4 その他の応援体制

消防機関による大規模災害時の全国的な応援体制が次のように整備されており、災害発生時に効果的な活用が図れるよう、あらかじめ応援要請の手続き、受入れ体制等について整備を図る。

(1) 緊急消防援助隊の活用

消防組織法第44条及び第45条の規定により、大規模災害時における人命救助活動等を、より効果的かつ強力に行うため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が登録され、応援を必要とする場合は知事に要請する。今後は、迅速な応援要請が実施できるよう、体制を整える。

(2) 広域航空消防応援の活用

消防組織法第44条の規定により、大規模災害時にヘリコプターによる災害活動が有効であると判断される場合は、都道府県や市町村が保有するヘリコプターの応援を要請することができる。今後、ヘリコプターが効果的に活動できるよう、離着陸場等を確保するとともに、要請方法等について明確にしておく。

5 協定の締結状況

市は、災害時における相互応援協力が円滑に行われるよう、資料編「2 相互応援関係」のとおり協定を締結しているが、今後、更に強化を図る。

6 受援体制の整備

市は、広域かつ著しく大規模な災害発生時において、5に掲げる協定等による応援を迅速かつ効果的に受けることができるようにするため、平常時において物資や資材等の供給などの受援手続、県による応援側との調整手続、防災拠点・離着陸場等の情報等を整理しておくなど、市の受援体制の整備を図る。

第21節 災害廃棄物等の処理体制の整備計画

市民生活部（環境課）

東日本大震災、平成27年9月の関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

1 災害廃棄物等の処理体制の整備

(1) 市が実施する対策

市は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の強化等を図る。

また、発生する災害廃棄物を適正に処理するための運搬方法等について「下野市災害廃棄物処理計画」で定める。

(2) 処理業者が実施する対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

(3) 県が実施する対策

県は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」（平成31（2019）年3月 栃木県）に基づき、必要な支援を行う。